

# 業務指示書

## モンゴル国防災分野にかかる情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月6日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月8日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

**【業務主任（総括）について】**

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

**【その他の業務従事者について】**

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地震防災に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／総合防災行政）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：総合防災行政に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月15日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MNT1 = 0.061 円 , US\$1 = 122.85 円 , EUR1 = 130.12 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／総合防災行政

## (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

2.32 M/M

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月29日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
モンゴル国防災分野にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／総合防災行政	(60.00)	( )
ア) 類似業務の経験	24.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	
ウ) 語学力	9.00	
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	
オ) その他学位、資格等	9.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 1. 業務の背景

モンゴルでは西部地域を中心にマグニチュード 8 クラスの大地震が度々発生していることが地震年表に残されているほか、近年では、首都ウランバートル市の近郊に 3 つの活断層（ホスタイ断層：同市から南西約 30km、エミールト断層：南西約 15km、グンジン断層：北東約 5km）が発見され、ウランバートル市内でも地震（有感・無感）が増加するなど、地震リスクの高まりが懸念されている。

このような状況下、JICA では対モンゴル国別援助方針における重点分野「ウランバートル都市機能強化」において、ウランバートル市の都市開発マスタープランの策定に協力し、都市基礎インフラ、都市交通システム、環境対策に加え、防災分野での協力を実施してきた。防災分野については、2012 年 2 月～2013 年 10 月に、ウランバートル市非常事態局（Emergency Management Department of the Capital City:EMDC）を実施機関として、「ウランバートル市地震防災能力向上プロジェクト」（以下、フェーズ 1 案件）を、開発計画調査型技術協力として、実施した。フェーズ 1 案件では、①総合的な地震リスクマップの作成（地震ハザード評価、建物リスク評価、構造物リスク評価、火災リスク評価に基づく）、②地震防災計画のレビュー及び改定提言、③中高層建築物耐震ガイドラインの策定（第 3 業務実施上の条件における 4.（1）配布資料のア. を参照）、④人材育成（本邦研修、勉強会、啓発活動・キャンペーン等）を支援した。

上記①の結果、計算された地震動はウランバートル市街地で MSK（メドヴェーデフ・シュポンホイアー・カルニク）震度 8～9 であり、ゲル地区で甚大な建物被害が予測されたほか、道路・上下水・地中温水配管等ライフラインの被害に加え、主に冬期の火災リスクが指摘された。また、これに付随して、地震防災に関連する法令・制度・組織体制、地震防災計画、災害時の通信・連絡体制と応急対応体制、地震観測体制、土地利用・開発規則、建物・インフラの耐震化、コミュニティ防災などについて、具体的な提言事項が取りまとめられた。

その後、フェーズ 1 案件の成果を踏まえ、2013 年度要望調査にて、国家非常事態庁（NEMA）から「ウランバートル市地震防災能力向上プロジェクトフェーズ 2」（以下、フェーズ 2 案件）の技術協力プロジェクトの要請が提出されたが、地震研究者の育成、防災教育、耐震建築技術の向上や救援・救助技術の向上等、要請内容が多岐にわたることから、採択保留となった。これを受け、要請内容の精査を目的として、JICA では 2014 年 2 月、建築行政や品質管理制度、法体系など、耐震建築に絞った現地調査を実施した。調査の結果、フェーズ 2 案件での耐震建築分野における優先課題として、建築の品質管理に向けた法制度の改善と人材育成（設計技術者、施工者等）、意識啓発・情報提供などの必要性が提言された（第 3 業務実施上の条件における 4.（1）配布資料のイ. を参照）。

今般、フェーズ 2 案件の要請から 2 年以上が経過し、その間、モンゴル側独自の取組みが進展する等周辺環境に変化が生じた他、2015 年 3 月の国連防災世界会議及び同

会議で採択された「仙台行動枠組 2015-2030」の動向等を踏まえ、耐震建築分野に限らず、地震防災対策に関する要請内容を整理し、JICA の支援方策を検討する必要性が生じたため、最新情報の整理・分析を行うべく、情報収集・確認調査を実施する。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務の目的

本調査では、モンゴルにおける地震防災対策を対象として現状・課題等の情報を整理・分析し、フェーズ 2 案件の採択検討に資するよう、先方政府からの要請内容を整理し、JICA の支援方策につき提言を抽出することを目的とする。

### (2) 対象地域

モンゴル全土（主な調査拠点はウランバートル市を想定）

### (3) 関係官庁・機関

国家非常事態庁（National Emergency Management Agency : NEMA）を主な対象として情報収集・協議を行う。同庁はモンゴルにおける総合防災行政の中核を担う、モンゴル国副首相直轄の機関である。

また、地震防災対策においては、建設・都市計画省（耐震建築）、教育・文化・科学省（学校における防災教育）、大蔵省（予算措置）、ウランバートル市（ウランバートル市内における地震防災対策）等も関連することから、これら関係機関とも十分な意見交換を行い、調査を進めることが求められる。

## 3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1) 業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 4. 実施方針及び留意事項

### (1) 全体方針

本調査では、モンゴルの地震防災対策に関し、フェーズ 2 案件の採択検討に資するよう、先方政府からの要請内容を整理し、JICA の支援方策につき提言を抽出する、ことを最終的な目標とする。具体的には、「仙台行動枠組 2015-2030」における、①災害リスクの理解、②災害リスク管理のための災害リスクガバナンス、③強靱化に向けた防災への投資、④効果的な応急対応に向けた準備の強化とより良い復興（Build Back Better）という 4 つの優先行動、および「JICA の防災協力 防災の主流化に向けて」における開発戦略目標に沿い、フェーズ 2 案件の戦略性強化を図るとともに、モンゴ

ルにおける総合的な防災行政の強化につながるよう、技術協力の内容を絞り込むことを想定している。

#### (2) フェーズ2 案件の要請内容について

先方政府からのフェーズ2 案件の要請内容としては、以下のコンポーネントが含まれるが、これ以上の詳細は要請書上では明らかにされていない。

- ① 地震研究者の育成（活断層調査、リスク評価の全国普及、ハザードマップ作成・更新等）
- ② 防災教育（学校・企業・地域コミュニティでの意識啓発と教育活動等）
- ③ 耐震建築（建築基準の改訂、建築の品質管理向上、耐震診断と対策実施等）
- ④ 救援・救助（レスキュー隊の設備整備と能力強化）

また、これら要請内容は所掌が複数省庁にまたがるほか、対象地域としても、人口の一極集中が進んでいるウランバートル市に限らず、地方都市での展開も期待されている。本調査ではこれらコンポーネントに関する情報収集・分析を行いつつ、フェーズ2 案件の要請内容の整理及び JICA の支援方策の検討に際しては、個別具体的なコンポーネントを前提とするのではなく、モンゴルにおける地震防災対策の現状・課題分析をマクロ的に行った上で、上記全体方針に沿い、支援範囲やアプローチの妥当性を政策レベルから見定め、検討することが求められる。

なお、本調査に先立ち、2016年1月に JICA では予備的な調査団派遣を計画しており、上記全体方針に関するモンゴル側との意見交換を予定している。したがって、同調査団におけるモンゴル側との協議結果（契約締結後、速やかに受注者に提供する予定）を本調査に反映するものとする。

#### (3) 我が国比較優位性及び支援リソース

要請内容の整理及び JICA の支援方策の検討に際しては、我が国が比較優位を有する技術やノウハウ（防災行政の仕組み、産官学連携、耐震設計技術、防災教育手法・教材、自主防災組織への支援体制等）を特定するとともに、これら比較優位性を勘案した協力内容となるよう留意すること。本調査では、この一環として、下記5.（2）で定める通り、招へい事業を実施する。また、日本国内の支援リソースとして想定される機関等についても、実現可能性を踏まえて提言に含めること。

#### (4) 実施中調査との連携

JICA では別途「中央アジア・コーカサス・モンゴル・防災分野情報収集・確認調査（2015年11月～2016年3月）」を実施中である。同調査では、将来的な地域内連携を念頭に置き、各国の防災分野の政策・行政・体制、具体的対策（構造物・非構造物）にかかる現状と課題、原因を確認・分析し、各対象災害分野（地震・地滑り・洪水）の具体的解決に向けた方策を提案することを目的としている。したがって、同調査の進捗・結果（2016年2月中旬にファイナルレポートを作成予定であり、契約締結後、速やかに受注者に提供する予定）を参照して、本調査を進めること。ただし、同調査

ではモンゴルにおける現地調査を予定していないため、既存資料をベースとした限定的な情報収集になる。

#### (5) 計画内容の確認プロセスについて

本調査は、JICA 東・中央アジア部及びモンゴル事務所と意見交換を十分に行いつつ進めるものとする。特に以下の段階において、JICA 関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。なお、同会議は TV 会議にて一同が会する方式で実施するものとし、TV 会議の手配は JICA で行う。

- 1) インセプションレポート作成時
- 2) 現地調査開始、終了時
- 3) ドラフト・ファイナルレポート作成時

#### (6) 関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則として受注者が行うことを前提とするが、JICA モンゴル事務所は、モンゴル政府関係機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行う。

## 5. 業務の内容

業務内容は以下とする。コンサルタントは国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な作業方法、作業工程をプロポーザルにて提案するものとする。また、業務内容について以下に無い項目も、本調査に含めるべきと考える場合は、プロポーザルにて提案することを可能とする。

#### (1) 事前準備（国内作業）

- 1) 既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討する。
- 2) 調査の基本方針・内容・方法及びスケジュールを検討する。
- 3) 現地で収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。
- 4) 上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

#### (2) モンゴル政府関係者の招へい（2016年2月21日～28日の8日間・東京）

キックオフとして、要請案件に関わるモンゴル政府高官（10名程度・上記2.（3）で示した関係機関から参加）を対象とした日本への招へい事業を実施し、我が国の地震防災対策の知見・経験を共有する。現在のところ、以下のプログラム（視察・講義等）を骨子とすることを想定しているが、契約後間もない時期の実施となることから、JICAにて実施準備（招へい者の渡航手続き、日程・プログラム調整、受入機関の手配、通訳・ホテル・会場等の手配）を行う。したがって、コンサルタントは招へい期間中のスケジュール管理、全日程への同行による質疑応答・補足説明対応に従事するもの

とする。

また、招へい期間中、下記7)の通りワークショップ(中間段階での振り返り0.5日、終盤1日の計2回、1.5日を想定)の実施を予定している。ワークショップでは招へい参加者が視察・講義等から得たグッドプラクティスを参照しつつ、参加型で要請案件に対する意見交換を行い、改訂版要請書(案)の作成をアウトプットとする。したがって、プロポーザルでは本ワークショップのプログラム案について提案するとともに、ワークショップ当日は運営管理・進行及びファシリテーションに従事するものとする。

- 1) 日本の防災行政の仕組み(国・地方自治体・コミュニティ)
- 2) 関連法令・法規及び防災計画
- 3) 地震防災対策における産官学連携及び防災主流化
- 4) 耐震建築基準及び建築行政
- 5) 防災教育(学校教育、体験学習施設、企業・地域での取り組み)
- 6) 救援・救助チーム(応急対策)
- 7) ワークショップ

### (3) 現地調査(2016年3月~4月)

現地調査において、インセプションレポートを先方政府に説明・協議し、基本的了解を得た上で、以下を含む項目を調査する。これ以外に必要性の高い調査項目があれば、プロポーザルにて提案するものとする。

- 1) フェーズ1の成果持続性に関するレビュー
- 2) ウランバートル市都市開発マスタープランにおける防災の位置づけ及び関連事業
- 3) モンゴルにおける過去の地震発生履歴及び被害概況
- 4) 下記5)~11)に関連する法令・法規、政策、防災計画及びプログラム
- 5) 防災行政体制(組織・人員配置・予算)及び動員可能な社会関係資本
- 6) 防災主流化(他セクターや民間部門・学術研究機関・市民社会組織(CSO)等との連携指針・体制・予算配分・事業展開状況、他セクターの事業において防災の視点が含まれている事例等)
- 7) 地震観測・早期警報(観測機器及びネットワーク、機能状況、リアルタイム地震データ収集システムの有無、地震パラメーター決定のための能力(マグニチュード、震源情報等)、他機関との情報収集状況、通信手段等)
- 8) 地震リスクマップ(リスク評価実施状況、マップ更新・活用状況、データベース、市民への公開方法等)
- 9) 耐震建築基準及び建築行政(施策、基準整備、耐震診断と対策実施状況(特に、学校・病院・公官庁等の建築物、ライフライン等の主要なインフラの耐震化)、品質管理状況等)
- 10) 防災教育(実施体制、啓発・教育手法、教材、施設等)
- 11) 応急体制(救援・救助チーム構成、技術レベル、研修実施状況、警戒・避難体制等)
- 12) 他ドナー(世界銀行、アジア開発銀行、国連開発計画等)の関連事業・実績、連携可能性及び要請内容との重複有無

### (4) 調査結果の分析

以上の調査結果の分析を行い、フェーズ2案件の採択検討に資するよう、要請内容

の整理・改訂を行った上で、フェーズ2案件の技術協力プロジェクトとしての内容（協力戦略・目的、支援範囲・対象、カウンターパート機関、プロジェクト目標・成果・活動内容の設定、投入、指標等）につき提言を抽出する。

（5）ドラフト・ファイナルレポートの作成

以上の活動の結果をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめ、JICA 東・中央アジア部に提出するとともにフィードバックを得る。その後、先方政府にドラフト・ファイナルレポートを共有・説明し、フィードバックを得る。

（6）ファイナルレポートの作成

上記（2）～（5）の結果をファイナルレポートにまとめ、提出する。

## 6. 成果品等

（1）調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

ア. インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画など

提出時期：2016年2月下旬

提出部数：和文5部（簡易製本）、モンゴル語20部（簡易製本）

イ. ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査・検討の取りまとめ結果

提出時期：2016年5月中旬

提出部数：和文5部（簡易製本）、モンゴル語20部（簡易製本）

ウ. ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対するコメントに対応して必要な加除修正を行ったもの

提出時期：2016年6月中旬

提出部数：和文10部（製本）、モンゴル語20部（製本）

CD-ROM 5セット

（2）コンサルタント業務従事月報

記載事項：各月毎の業務内容、作業・進捗状況の他、現地情勢、調査上の留意点等（A4版2～3ページ）を記載する。当該月のモンゴル関係機関との会議、



その他関係議事録を添付。

提出時期：原則として調査月の翌月5日までに提出（月毎）

提出部数：1部

(3) 収集資料

業務期間中に収集した資料、データ（撮影写真を含む）一式

提出時期：調査終了時

(4) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10営業日以内

部数：和文3部（簡易製本）

(5) 調査報告書の仕様

ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナルレポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする（当ガイドラインは機構ホームページ「調達情報 関連規程・ガイドライン等」を参照のこと）。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2016年2月中旬より業務を開始し、2月下旬を目途にインセプションレポートを提出し、2016年6月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

##### (1) 業務量の目途

合計：約7.0M/M

##### (2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／総合防災行政（2号）
- 2) 防災教育
- 3) 耐震建築

#### 3. 相手国の便宜供与

特になし。

#### 4. 参考資料

##### (1) 配布資料

- ア. 中高層建築物耐震ガイドライン（2013年10月）（フェーズ1案件作成）
- イ. 地震防災分野における防災プログラム形成支援調査ファイナルレポート（2014年2月）（JICAモンゴル事務所作成）

##### (2) 公開資料

- ア. ウランバートル市地震防災能力向上プロジェクト（開発計画調査型技術協力）ファイナルレポート（2013年10月）  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013544.html>  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013545.html>
- イ. ウランバートル市都市計画マスタープラン・都市開発プログラム策定調査最終報

告書要約（2009年3月）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247922.html>

ウ. JICAの防災協力 防災の主流化に向けて（2015年3月）

[http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/3958a0a725aba98549257a7900124f29/\\$FILE/J\\_low.pdf#search='%E9%98%B2%E7%81%BD%E4%B8%BB%E6%B5%81%E5%8C%96%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%A6'](http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/ff4eb182720efa0f49256bc20018fd25/3958a0a725aba98549257a7900124f29/$FILE/J_low.pdf#search='%E9%98%B2%E7%81%BD%E4%B8%BB%E6%B5%81%E5%8C%96%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%A6')

## 5. 機材の調達

本調査においては資機材の購入は想定していない。

## 6. その他の留意事項

### (1) 通訳・翻訳要員

業務実施上の必要に応じ、モンゴル国での現地調査実施時等に通訳・翻訳要員を現地にて雇用することを認める。雇用に係る経費は、本見積に含めること。

### (2) モンゴル政府関係者の招へいに要する経費

上記業務のうち、上記 第2 業務の目的・内容等に関する事項5. (2)における招へいについては、JICAにて経費負担を行う。そのため、本見積には招へい事業そのものに要する直接経費及び同行するコンサルタントの国内旅費の計上は不要であり、期間中のコンサルタントの直接人件費（及び対応するその他原価、一般管理費等）のみ計上すること。なお、本件実施要領については、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」（平成26年4月）を参照すること。

### (3) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (4) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICAモンゴル事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

### (5) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣

旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上